

中小企業の皆様の情報発信基地として

インフォメーション

No. 439

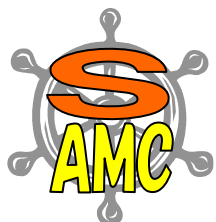
2023年 11 月 NOVEMBER



今月のお知らせ

年末調整の準備をはじめましょう
税務署からの資料は大切に保管しておきましょう

- ✂ 令和5年分の年末調整
- ✂ 年末調整の準備資料とポイント
- ✂ はしやすめ ・箸(はし)の話
- ✂ 税務まめ辞典 ・ソフトウェアのバージョンアップ費用



shima
accounting & management
center

株式会社 嶋会計センター

税理士 嶋 賢治
税理士 吉岡恵一郎

〒851-0301 長崎市深堀町1丁目11番19
TEL 095-871-6017 FAX 095-871-6068
メールアドレス shima@shima-kaikei.co.jp
ホームページアドレス
<http://www.shima-kaikei.co.jp>

令和5年分の年末調整



1月に入り税務署から年末調整の書類が各事業所へ送付されています。扶養控除申告書等の用紙については例年どおり一律3枚しか入っていません。用紙が必要な場合はコピーするか国税庁のホームページ (<http://www.nta.go.jp>) からダウンロードして下さい。当事務所でも用意しておりますので、必要な方はお申し出下さい。また、昨年に引き続き「年末調整のしかた」の手引きも同封されていませんので、こちらが必要な場合は国税庁ホームページよりダウンロードして下さい。

なお、令和6年分源泉徴収税額表も同封されておりましたが、令和5年分の源泉徴収税額表と変更ありませんので令和5年分を使用して下さい。

昨年からの変更点

令和5年分から非居住者である扶養親族の要件が見直され、控除対象扶養親族のうち年齢30歳以上70歳未満の「非居住者である親族」の場合、留学や障害者に該当する人以外は年38万円以上の生活費を仕送りしていなければ扶養控除を受けることができません。(複数の場合、各人への38万円以上の送金確認が必要)

配偶者や16歳以上30歳未満又は70歳以上の扶養親族については現行のとおり「親族関係書類」及び「送金関係書類」の提出または提示が必要となります。

区分等	(フリガナ)氏名	個人番号		令和5年中の所得の見積額	非居住者である親族 生計を一にする事実 (該当する場合は○印を付けてください。)
		あなたとの続柄	生年月日		
源泉控除 A 対象配偶者 (注1)					
主たる給与 と 控除を 受ける 親族 B 控除対象 扶養親族 (16歳以上 (平20.1.1以前生)	1			<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 特定扶養親族	<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払
	2			<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 特定扶養親族	
	3			<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他	

年末調整 Q & A

Q. 生計を一にする親族とは？

A. 同居や別居を問わず、生活費を共有している配偶者、6親等内の血族、3親等内姻族のことです。勤務(単身赴任中など)、修学(他県の学校へ在学中など)、療養等(老人ホームへの入所など)で別居していても常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われており、その親族の合計所得金額が48万円以下であれば控除対象扶養親族等となります。

Q. 離れて暮らす父(75歳)を扶養親族として控除の対象にしてよい？

A. 上記の「生計を一にする親族」に該当していれば48万円の老人扶養親族控除ができます。(58万円の同居老親等には該当しません)
ただし、他の方の扶養親族となっている場合は仕送りをしていても重複して控除することはできません。

Q. 同居している母親(62歳)の遺族年金の収入が120万円あるが扶養親族にできない？

A. 遺族年金は非課税所得となるため、他に収入があっても扶養に入れる範囲であれば扶養控除の対象にできます。また、失業保険についても非課税となります。

Q. 専業主婦の妻が契約者となっている生命保険料を生命保険料控除の対象にできる？

A. 妻が契約者となっても、その妻に収入がなく、夫がその保険料を支払っている場合は生命保険料控除の対象にできます。

年末調整の準備資料とポイント

1. 各人の1年間の賃金台帳の整理・集計

- ・事業所の月毎の賃金台帳と納付した所得税徴収高計算書（源泉税納付書）と一致しているか
- ・中途入社の方から前職の有無を確認し、源泉徴収票を提出してもらいましょう

2. 扶養控除等(異動)申告書（扶）

- ・全ての人（乙欄以外）が提出し、年初と年末の扶養親族に異動がないか確認されているか
- ・年少扶養・一般扶養・特定扶養の区別間違いないか（16歳未満は扶養控除できません）
- ・昨年までにマイナンバーを記入している人については省略して構いません
- ・中途入社や中途退職した方がいる場合は、その日付の分かる資料の提出をお願いします
- ・下記の要件を満たせば「ひとり親控除」又は「寡婦控除」が受けられます

合計所得額	扶養親族	女性			男性	
		死別	離婚	未婚	死別・離婚	未婚
500万円以下	無	27万円				
	有(子以外)	27万円	27万円			
	有(子)	35万円	35万円	35万円	35万円	35万円

※事実上婚姻関係（未届けの妻又は未届けの夫）と同様の事情があると認められる者が住民票に記載されていないことの要件があります

- ・扶養親族記入欄が足りない場合は扶養控除等（異動）申告書コピーして、2枚目以降に書ききれなかった箇所のみ記入し、ホチキス止めなどして提出してもらって下さい
- ・海外に居住している扶養親族を控除対象とする場合（特に外国人を雇用している場合）は、扶養控除等申告書の「非居住者である親族」欄に○印をして、「親族関係書類」及び「送金関係書類」を提出または提示しなければいけません。これらの書類が外国語で作成されている場合は訳文も必要です。（扶養親族の年齢が30歳以上70歳未満の場合は年38万円以上の送金関係書類が必要）

3. 保険料控除申告書（保）

- ・各種証明書の添付が必要（生保・介護医療・個人年金・地震・国民年金・小規模企業共済等）
- ・社保適用がない従業員の国民健康保険税については証明書の添付は不要ですが、令和5年中に納付した（予定を含む）金額を記載

4. 基礎控除申告書（基・配・所）

- ・自社以外に給与の支払いがなければ省略して構いません
- ・給与以外（年金等）の所得がある場合は収入金額だけでも構いませんので記入をお願いします

5. 配偶者控除等申告書（基・配・所）

- ・扶養控除等（異動）申告書の「源泉控除対象配偶者」欄に記載がある場合は必ず配偶者控除等申告書を提出してください
- ・配偶者の収入が無い場合も配偶者控除等申告書の「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額」に0円と記入して下さい
- ・本人の給与収入が11,950,000円以下でかつ配偶者の給与収入が2,016,000円未満の場合は配偶者控除又は配偶者特別控除ができます
- ・配偶者の合計所得金額の見積額の計算が難しい場合は収入金額だけでも構いませんので記入をお願いします

6. 所得金額調整控除申告書（基・配・所）

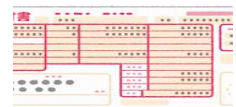
- ・自社以外に給与の支払いがなければ省略して構いません
- ・給与以外の所得がある場合は収入金額だけでも構いませんので記入をお願いします

7. 住宅借入金等特別控除申告書（2年目以降の住宅ローン減税）

- ・令和5年分の住宅借入金等特別控除申告書と金融機関が発行した「住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書」が必要です。

8. 源泉税納付書

- ・毎月納付の場合…令和5年1～12月までに納付した分の控え
- ・半年ごと納付の場合…令和5年7月10日納期限までに納付した分の控え



はしやすめ

箸(はし)の話



箸は日本人の食生活において欠かせないものです。人類が火を使うようになり熱いものを食べるときに木の枝を箸のように使ったのではないかとされていますがその起源は定かではありません。

日本で箸が使われるようになったのは弥生時代末期(3世紀)頃からとされていて、竹を折り曲げたトングのような形をしたものが遺跡から出土されていますが、当初は神様へのお供え物を手で触れないようにするための儀式用の神器として使われていたようで、普段は手掴みで食事をしていたとされています。

“はし”の語源は、「食と口のかげはしの“はし”」、「二本の棒の端(はし)に食べ物を挟む“はし”」、「鳥の嘴(くちばし)に似ているから“はし”」など諸説あるようです。

漢字では竹冠に者という字で“箸”と書きますが、これは神器として使われていた竹が神様と人をつなぐ役目を果たしていたことが由来とされています。

7世紀に入り中国から戻った遣隋使により箸を使った食事方法が身分の高い人たちに伝わり、やがて庶民にも広がると、そこから日本独自の進化を遂げていきます。今では世界の約3割の人が食事に箸を使いますが、自分専用の箸を持ち、箸のみで食事をするスタイルは日本だけのようです。

そんな箸文化の国だからこそ箸のマナーには気を付けなければいけません。マナー違反は「嫌い箸」や「忌み箸」と呼ばれています。箸から箸へ料理を受け渡す『箸渡し・合わせ箸・拾い箸』、片方ずつ種類の違う箸を使う『違い箸』、ご飯に箸を突き刺して立てる『立て箸・仏箸』はすべて葬儀などで使われる箸の使い方となるため、普段の食事での作法では縁起が悪くタブーとされています。

ご飯に箸を立てたものを「枕飯」や「一膳飯」などと呼びますが、故人が無事にあの世へ辿り着くまでのお弁当として食べてもらうためです。箸を立てるのはあの世とこの世をつなぐ“橋”という意味があるそうです。

「箸渡し」や「拾い箸」は火葬後のお骨を骨壺に入れる際に二人一組となって行うことをいいますが、これは故人がこの世を意味する“此岸(しがん)”とあの世を意味する“彼岸(ひがん)”の境目にある三途の川を無事に渡ることができるように遺族が橋渡しをしてお手伝いしているといわれています。

ちなみに大皿から料理を取り分ける際、箸を上下逆さにして使う『逆さ箸』もマナー違反となります。

税務まめ辞典

ソフトウェアのバージョンアップ費用

現在使用しているソフトウェアのバージョンアップを行った場合、その内容により経理処理が異なります。

- ① プログラムの機能上の障害の除去、現状の効用の維持等に該当するときはその修正等に要した費用は「修繕費」に該当

- ② 新たな機能の追加、機能の向上等に該当するときはその修正等に要した費用は「資本的支出(ソフトウェア)」に該当

例えば会計ソフトをインボイス制度に対応するためにバージョンアップした場合は、使用している会計ソフトの効用を維持する(バージョンアップをしないとインボイスに対応できず会計ソフトとして使えない)ために行われるものであり①に該当し修繕費として計上できます。

ただし、領収書等を読み取って仕訳を自動で生成する機能を新たに追加した場合は②の資本的支出となり、1つ20万円を超える費用であれば新たなソフトウェアを取得したものととして5年の均等償却となります。また、単独で使用できる機能がなければその費用が1つ30万円未満であっても「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度」は適用できません。

一方、複数のパソコンでそのソフトウェアを使用できる「ライセンス契約」により購入しているケースでは、追加で取得したライセンス費用はバージョンアップ等に伴うものでなければ資本的支出には該当せず“新規取得”として取り扱われるため、その費用が1つ10万円未満であれば全額損金で計上できます。

ソフトウェアを定額制(サブスク)で使用している場合は支払った都度の損金計上となりますが、1年以内の使用料を年払いした場合は一括で損金計上することができます。